

共同利用施設

大阪市立	西三国センター
大阪市立	三 国センター
大阪市立	東三国センター
大阪市立	北中島センター
大阪市立	西中島センター
大阪市立	宮 原センター
大阪市立	啓 発センター
大阪市立	柴 島センター

指定管理者 募集要項

令和3年6月

大阪市環境局

大阪市立共同利用施設指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的

大阪市立共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）は、大阪国際空港着陸航路下における航空機騒音による障害の緩和に資するため、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）に基づき、昭和49年から小学校区単位で設置し、現在は淀川区に6施設、東淀川区に2施設を設置しています。今般、共同利用施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者制度により適切な管理運営主体を募ることとしました。

2 施設等の概要

各施設概要（別紙1）のとおり

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収すると共に、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

4 指定管理者が行う業務

（1）管理運営の方針・基準

指定管理者は、大阪市の指導・監督のもと、共同利用施設の設置目的及び趣旨を踏まえ、公共の施設であることに十分留意し、市民が平等に施設を利用できるよう、公平かつ公正な立場で管理運営を行うとともに、指定管理者の創意工夫をもって、利用者への質の高いサービスの提供及び利用促進に努めてください。また、利用者が快適かつ安全に過ごせるよう、適正な維持管理を行ってください。

（2）指定管理者の業務の範囲

①条例第16条に規定する業務に関し、次のとおり実施してください。指定管理者が行う業務（以下「当該業務」という。）の詳細については、「共同利用施設指定管理者業務の基準」に定めましたので、確認してください。

ア 共同利用施設の使用許可に関する業務

イ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

ウ 施設の管理に関する業務

上記の業務のうち、アの業務については、主たる業務とし、指定管理者自身が実施するものとし、第三者に対して委託することはできません。なお、イ、ウについては、一部を第三者に委託することができますが、業務遂行管理、業務の手法の決定については、第三者に委託することはできません。

②指定管理者は、施設の設置目的に沿って当該業務の効果的な実施に影響を与えない範囲内において、大阪市の承認の下、指定管理者自らの責任において、施設の魅力向上や利用促進及び利用者へのサービス向上に寄与する事業を、自主事業として提案し実施することができます。

(3) 業務の第三者への委託

ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項4(2)において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

イ 第三者に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結してはなりません。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市の報告していただきます。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費

共同利用施設の管理運営に必要な経費については、提案された収支計画を

基本とし、令和5年度以降は開館実績等も考慮のうえ、毎年度の本市予算の範囲内で年度協定締結時に金額を決定し、大阪市から指定管理者に業務代行料として支払います。業務代行料は、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて、分割して支払います。支払時期及び方法等については、年度協定で定めます。

なお、各施設の業務代行料の基準額（上限額）については、各施設概要（別紙1）をご参照ください。

（2） 会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、リスク分担表（別紙2）のとおりとします。

7 指定管理者の申請手続きに関する事項

指定管理者の指定はセンターごとに行いますので、複数の施設に応募することも可能です。複数の施設に応募する場合は、それぞれの施設に対する申請が必要です。

（1） 募集要項等の配布

ア 窓口配布期間

令和3年6月28日（月）から令和3年8月27日（金）まで

配布時間は9時から12時まで及び13時から17時30分までとします。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所

大阪市環境局環境管理部環境管理課（交通騒音振動対策グループ）

（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟南館5階）

※募集要項は大阪市環境局ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000538184.html>）

ウ 現地見学会

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり共同利用施設ごとに現地見学会を開催します。なお、見学会への参加は必須ではありません。

施設名	開催日
西三国センター	令和3年7月19日（月）
三国センター	令和3年7月19日（月）
東三国センター	令和3年7月19日（月）

北中島センター	令和3年7月19日（月）又は20日（火）
西中島センター	令和3年7月19日（月）又は20日（火）
宮原センター	令和3年7月19日（月）
啓発センター	令和3年7月19日（月）
柴島センター	令和3年7月19日（月）

現地見学会に参加を希望する法人等は、令和3年7月12日（月）17時30分までに、参加申込書（様式8）に必要事項を明記の上、（1）イ配布場所に直接持参いただくか、FAX又はE-mailのいずれかで、「11 担当」あて申し込んでください。

受付時間は土曜日、日曜日を除く9時から12時まで及び13時から17時30分までです。開催日時は参加申込締切後、令和3年7月14日頃までに別途通知します。

※FAX、E-mailで送信する場合は、件名を「共同利用施設現地見学会参加申込」とし、送信後、電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。

※参加人数は1の法人等について2名までとします。

（3） 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票（様式9）をFAX 又はE-mailで送付してください。電話や来訪による質問には回答できません。

ア 受付期間

令和3年7月26日（月）9時から7月30日（金）17時30分まで

イ 質問への回答

令和3年8月5日（木）（予定）から大阪市環境局ホームページに掲載します。

（4） 申請の受付

申請書類は、持参又は送付により提出してください。送付による提出の場合は、期間内に申請書類の到着及び不備がないことを「11 担当」まで確認すること。FAX、E-Mailによる受付は行いません。なお、原則として、受付後に申請書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和3年8月16日（月）から8月27日（金）17時30分まで（送付の場合は必着）

受付時間は、土曜日、日曜日を除く9時から12時まで及び13時から17時30分までとします。

※上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

イ 提出場所

〒559-0034

大阪市環境局環境管理部環境管理課(交通騒音振動対策グループ)

(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟南館5階)

(5) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

① 法人等に関する要件

ア 条例第13条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

② 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 上記①の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることが

できない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

(6) 提出書類

ア 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副3部（副は複写可）の計4部提出してください。

イ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

ウ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）の記載は正1部のみとし、副3部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪府で黒塗り等の措置を行う場合があります。

エ 連合体で申請する場合、下記提出書類③から⑪及び⑭から⑱については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。

オ 申請者が同じであっても複数の共同利用施設に応募する場合は、共同利用施設ごとに申請書を提出してください。なお、複数の共同利用施設に応募する場合、次表の○の書類については、いずれかの共同利用施設の申請書に添付すれば省略することができます。また、任意団体等であって添付ができない場合は、その理由を自由様式で提出してください。

	提出書類	様式番号	複数 応募時 省略可
①	指定管理者指定申請書 様式1-1（連合体は様式1-2）に必要事項を記入すること。	様式1-1 又は様式1-2	
②	連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	任意様式	○
③	指定管理者指定申請に関する誓約書	様式2	
④	法人等の概要	様式3	○
⑤	役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式4	○

⑥	役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式	○
⑦	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	○
⑧	法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より3か月以内に発行されたもの。	証明書写	○
⑨	貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近3決算期又は3事業年度の実績。作成義務のない法人等にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式	○
⑩	事業報告書 直近3決算期又は3事業年度分の実績。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式	○
⑪	法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書 申請日の属する年度のもの	任意様式	○
⑫	管理運営に関する事業計画書	様式5	
⑬	管理運営に関する収支計画書、収支計画明細	様式5	
⑭	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写	○
⑮	法人税等の申告書の写し 直近3年事業年度分。別表1、4、5を提出すること。	申告書写	○
⑯	大阪市の法人市民税の納税証明書 直近3年分。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写	○
⑰	障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。（障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に規定する様式） なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式6「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用）」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式 又は様式6	○

⑱	障がい者雇入れ計画書 ⑱において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあつては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式7	○
⑲	選定結果通知用封筒一式 定型封筒（長形3号）に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（244円）を貼付したもの。	長形3号	

（7） 提案を求める内容

共同利用施設の設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあたっては、管理運営の基本方針や条例を踏まえて提案してください。その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。成果指標については、「指定管理業務の基準 1 施設運営業務 (1) 運営方針 エ成果指標」を参照してください。

なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

ア 事業計画

① 施設の管理運営

管理運営の方針・手法、平等利用、職員の体制、個人情報保護・情報公開、危機管理・安全管理について示してください。

② 事業計画、サービス向上策等

事業計画、市民サービスの向上策、利用促進、利用者満足度の把握方法について示してください。

③ 施設の有効利用

他の共同利用施設との連携、市民・NPO法人等団体との協働等について示してください。

④ 実績、専門性等

同種施設の管理運営実績、職員研修について示してください。

⑤ 社会的責任、市の施策との整合

環境への配慮、個人情報保護に関する取組みを示すとともに、就職困難者の雇用への取組みがあれば示してください。

イ 収支計画

収支計画書において提案された管理運営に必要な経費を参考見積りとして、予算の範囲内で、別途年度協定で定める額を業務代行料として指定管理者に支払います。指定管理者は、本市が支出する業務代行料の中で、光熱水費、通信費、消耗品費、修繕費（但し、1件あたり3万円未満のもの）のほ

か、管理人を雇用した場合には、当該賃金を賄うことが必要となります。自主事業を行う場合は、目的事業と自主事業を区分して示してください。なお、各施設の業務代行料の基準額（上限額）については、各施設概要（別紙1）をご参照いただき、基準額を上回らないよう収支計画書を作成してください。

（8）失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

ア 本要項7（5）に定める申請資格を満たさなくなった場合

イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合

オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入又は支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合

カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合

キ その他不正・不誠実な行為があった場合

（9）申請上の注意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

イ 申請書類の提出は、1施設につき1法人等又は1連合体当たり1案限りとします。

ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。

エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

オ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、本市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

カ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。

キ 提出された書類等は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

ク 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え

付け、一般の閲覧に供します。

ケ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

8 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、法令遵守とともに条例第14条の規定に基づき、

ア 共同利用施設の利用について平等な利用が確保されていること

イ 施設の目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること

ウ 施設の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること

エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと

等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査を基本としますが、ヒアリングを行うことがあります。申請者が1法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は次のとおりとします。

評価項目		配点
施設設置目的の達成・利用促進	施設の管理運営 事業計画 施設の有効活用	50点
管理経費の縮減・収支計画	収支計画・妥当性 提案金額	30点
申請団体	経営方針・実績等	10点
社会的責任・市の施策との整合	環境配慮・個人情報保護	10点
合計		100点

具体的な配点及び評価観点については次のとおりとします。

ア 施設設置目的の達成・利用促進 (50点)

- ・施設の管理運営 (25点) : 適切な管理人の配置体制及びバックアップ体制がとられているか。

- ・事業計画（15点）：騒音障害緩和施設として利用者が安心して利用できる環境であり、また地域になじんだ事業計画となっているか。
- ・施設の有効活用（10点）：コミュニティ形成等、有効活用が期待できる提案内容か。

イ 管理経費の縮減・収支計画

- ・収支計画・妥当性（10点）：適切な管理人配置、事業実施が見込めるか。
- ・提案金額（20点）：次の計算式を用い採点します。

$$20点 \times (\text{提案金額の内最低の金額} / \text{提案金額}) = \text{価格点評点}$$
 なお、この提案金額については、施設の修繕費にかかって計上された部分は除いて採点することとします。

ウ 申請団体（加点制の10点）

- ・申請団体の適格性（5点）：申請団体の規約等から共同利用施設の管理運営が行えると認められる場合
- ・過去に同種施設（貸館施設等）での管理運営などを行っている場合（5点）

エ 社会的責任・市の施策との整合（加点制の10点）

- ・環境への配慮（4点）：消耗品の購入計画において、再生品を調達する方針などが認められる場合
- ・個人情報保護に関する取組（3点）：個人情報の管理を徹底する計画であると認められる場合
- ・管理人等に対する人権研修（3点）：管理人が利用申請を受け付けるなど、利用者への接遇が重要であることから、これらの取組みを実施する計画となっている場合

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案、については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合は0点となります。

同点となった場合には、選定項目のうち施設設置目的の達成・利用促進の点数が高い法人等を上位とします。

なお、選定会議において合計点数が一定基準に満たない評価であった場合、「(8)失格事項」エに該当し失格とします。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人等を、指定管理予定者に選定します。選定結果については、申請者全員に書面で通知するとともに、すべての申請団体の名称を含め、大阪市ホームページ等により公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に

至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

9 協定の締結

指定管理予定者と本市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決を条件として、基本協定となります。また、年度ごとに年度協定を締結します。なお、協定書の内容については、別添の基本協定書及び年度協定書をご参照ください。

10 その他

- (1) この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。
- (2) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

11 担当

大阪市環境局環境管理部環境管理課(交通騒音振動対策グループ)

担当： 山中、井上

住所：住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's (オズ) 棟南館 5F

電話：06-6615-7941

FAX：06-6615-7949

E-mail：ja0080@city.osaka.lg.jp